

2025-4 税務・労務・法務情報

CREATE MORE法IRR確定版及びRR2025-09公布される

暫定IRRからの改善を期待していたのですが、ほとんど解決には至らない内容のものに終わりました。条文番号を整理したり、用語の定義を正してみたりと納税者にとってはあまり意味のないものです。「VAT取り扱いに係る混乱」は全く解消されていません。この確定IRRに加えて、BIRからも追加RR2025-09（経済特区登録事業者の一般法人への販売に係るVATの取扱）が2月27日付けウェブサイトで公表されています。

「改正点要旨」

1. 経済特区登録事業者による一般国内販売は、その優遇措置の付与内容（ITH, 5%簡易課税、拡大控除制度適用者）に関わらず、VAT12%課税とし、納税義務者は購入者とする。
2. 購入者が事業者の場合、販売者は「VAT on local sale」と記載した請求書を発行。
購入者がVAT納付
3. 購入者が消費者の場合は、販売者はVAT込価額を請求し、販売者がVAT申告納税
4. 経済特区登録事業者は、VAT課税事業者を選択することが可能（その場合も他の優遇措置に影響を与えない）

*5%簡易課税適用者のVAT取扱について、迷走に迷走を重ねています。複雑な制度が解消されていません。非居住者との取引において、リバースチャージ方式と呼ばれる「購入者がVAT納税」制度はありますが、居住者間の取引において購入者にVAT納税義務を負わせることの意味は全くありません。

*5%簡易課税事業者のVATを「原則課税」とすればこれらの混乱を一举に解決することができます。購入者が実質負担し、販売者が納税するというVAT法の構造に従うということです。

*また、「VAT課税」としても、5%簡易課税適用者には何の不利益も及びません。輸出販売については、VAT法に基づきVAT0%が適用され、一方、国内販売の場合も、販売者が「購入者にVAT転嫁」し販売者がVAT納税ということで、改正IRR規則と全く同じ結果になります。

*政府は何を守ろうとしているのでしょうか？全く不可解で無意味な混乱です。「原則VAT課税」とすることにより混乱収束が果たせます。